平成２６年（フ）第２１５６号
愛知県小牧市大字村中142番地１　サンパティーク105号
破産者　小野　正幸
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７３７号
京都市山科区北花山大林町15番地５
破産者　青柳　光広
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１３０６号
京都市伏見区深草正覚町12番地３　鳥羽街道団地１棟202、前住所京都市伏見区深草森吉町６番地17
破産者　芝原　武士
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１３１２号
大津市今堅田２丁目22番30号、前住所京都市左京区下鴨夜光町25番地の５
破産者　藤堂　淑子
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２５０号
徳島県徳島市蔵本町２丁目７番地の２、旧住所徳島県徳島市南昭和町６丁目88番地の３
破産者　田埜　勝治
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２６４号
徳島県小松島市大林町字森ノ本26番地の83
破産者　山﨑　律子
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２９号
福岡県大牟田市臼井町59番地１
破産者　石橋　智貴
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第２８６号
長崎県長崎市天神町13番２号
破産者　川内　幸治
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２３９号
大分市大字葛木205番地の10　ベルコリーヌ102
破産者　吉良　公伸
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３７４号
鹿児島県鹿児島市田上５丁目33番38号
破産者　尾田原裕子
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４０４号
鹿児島県鹿児島市喜入町2049番地１
破産者　堀　　貴幸
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４３４号
鹿児島県鹿児島市広木２丁目36番12号　シェルメゾン303号
破産者　鮫島　貴仁
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２８５号
沖縄県浦添市宮城１－35－７　南十字ビル409号外間方、住民票上の住所沖縄県那覇市銘苅１丁目10番21－901号　センチュリーヒルズ新都心
破産者　仲里　信秀
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１１号
沖縄県島尻郡与那原町字東浜104番地の２
破産者　村松　弘子
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１４５号
青森市幸畑５丁目26番１号　ラ・ポール八甲Ｍ・Ａ－105
破産者　神　　義穂
１　決定年月日　平成27年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７９号
青森県十和田市大字洞内字後野235番地18
破産者　小原　　純
１　決定年月日　平成27年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第８０号
青森県十和田市大字三本木字一本木沢125番地６、旧住所青森県八戸市下長１丁目24番10号　河原木マリーナ101
破産者　佐々木　勉（旧姓仁和）
１　決定年月日　平成27年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第８１号
青森県十和田市大字三本木字一本木沢125番地６、旧住所青森県八戸市下長１丁目24番10号　河原木マリーナ101
破産者　佐々木麻衣子
１　決定年月日　平成27年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部